別記様式（第17条関係）（平19農水令61・追加、平23農水令21・一部改正）

表

第　　号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第７条第１項の立入検査をする職員の身分証明書

官　職

氏　名

年　　月　　日生

写　　真

年　　月　　日発行

農林水産大臣　　印

（押出スタンプ）

裏

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（抄）

（報告及び検査）

第７条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第３条第１項各号若しくは第４条第１項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（抄）

（身分を示す証明書）

第17条　法第７条第１項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。